

事務連絡  
令和2年7月21日

助成団体 各位

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
子どもゆめ基金部

子どもゆめ基金助成金における  
「Go To トラベル事業」の取り扱いについて（お知らせ）

このたび、観光庁より「Go To トラベル事業」が7月22日から開始されることが決定されました。助成活動における旅費及び雑役務費（以下「旅費等」という。）の取り扱いについては下記のとおりとなりますので、各団体内（外部講師も含む）でご周知ください。

記

1. 子どもゆめ基金では、「国に対して補助金等の交付申請を行っている活動は、交付対象としない」ことから、「Go To トラベル事業」は適用しないこと。
2. 実績報告書提出時に対象期間内の旅費等に関して「Go To トラベル事業」を適用していた場合は、その金額相当を計上旅費等より差し引く。
3. 旅費等に係る領収書の原本は必ず団体が保管すること。もし複製の領収書保管が判明した場合は、旅費等の返還を命ずる。

以上

子どもゆめ基金  
TEL : 0120-579081  
(平日 9:00~17:45)  
E-Mail : yume@niye.go.jp